

下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金
 交付申請書

(あて先) 京都市下京区長	年 月 日
団体・事業者の所在地 〒	連絡先 〒
団体・事業者の名称及び代表者名	担当者名 電話 FAX メールアドレス

下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。 ※ 該当する区分に☑を入れてください。

区 分	該当するテーマ (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①次代を担う子ども・若者をすこやかに育むまちづくり <input type="checkbox"/> ②健康長寿のまちづくり <input type="checkbox"/> ③自治の精神を未来に継承するまちづくり <input type="checkbox"/> ④持続可能 (SDGs) でレジリエントなまちづくり <input type="checkbox"/> ⑤文化を基軸とした創造的なまちづくり <input type="checkbox"/> ⑥京都の元気を牽引するまちづくり <input type="checkbox"/> ⑦下京区 150 周年にむけてソーシャルグッドなまちづくり
		<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による様々な分野の課題解決に向けた取組 取組内容 []
事業名		
実施時期	年 月 ~ 年 月	
補助金交付申請額	円	
同一事業で交付を受けた実績 (平成29年度以降)	<input type="checkbox"/> 29年度・ <input type="checkbox"/> 30年度・ <input type="checkbox"/> 令和元年度	

<団体・事業者の概要> (設立予定の団体を含む)

設立時期	年 月	構成人数・従業員数	人
事業目的			
事業内容・実績 ※継続申請の場合は、前回と の変更点 (写真添付可)			

事業計画書

団体・事業者の名称		
事業名		
事業概要		
① このプロジェクト（事業）で実現したいこと（下京区をどんな+GOODなまちにしたいか）		
② このプロジェクト（事業）をやろうと思ったきっかけ・理由		
③ このプロジェクト（事業）をどのように発展させ、続けていこうと思っているか		
スケジュール	時期	実施内容

※事業計画書は2ページ（両面可）以内にしてください。

収支予算書

1 収入

項 目		金 額 (円)	内 訳
区補助金	対象経費に対する補助金 (A)		
	その他の資金		
その他の資金	補 府 (名称:)		
	助 国 (名称:)		
	金 その他 (名称:)		
	事業収入		
	自己負担		
小 計 (B)			
合計 (A) + (B)			

2 支出

項 目		金 額 (円)	内 訳
対象経費			
	小 計 (A)		
対象外経費			
	小 計 (B)		
合計 (A) + (B)			

※ 収支の合計額が合致するように記載してください。

京都市下京区長 様

（団体・事業者の名称）

（代表者名）

事前着手届

年 月 日付けで申請の下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

1 事業名

2 事業に係る経費

（事前着手（予定）日から交付決定日までの経費。補助金交付申請額の1/2以内）

円

3 補助金交付申請額

円

4 事前着手の理由

5 着手（予定）日

年 月 日

※ 本様式は、交付決定前に事業着手する場合に御提出いただく必要があるものです。

着手（予定）日以前に支出された経費については、交付の対象外となります。

※ 事前着手届を提出いただいた場合であっても、補助金の交付申請が採択されない場合又は採択されても事前着手により届け出る事業に係る経費が認められない場合があります。

様

京都市下京区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金について、交付することを決定しましたので通知します。

1 事業名

2 補助金交付予定額

3 同一事業で交付を受けた実績（平成29年度以降）

なし ・ あり （29年度 ・ 30年度 ・ 令和元年度 ）

4 交付の条件

- (2) 申請のあった事業の完了まで、責任を持って実施してください。
- (2) 事業内容の変更等をしようとするときは、下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、事業変更承認申請書等を、事前に提出してください。
- (3) 申請のあった事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ下京区長の承認を受ける必要があります。
- (4) 事業が完了した場合は、事業が終了した日の翌日から起算して60日以内又は翌年の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書等を提出してください。
- (5) 区長が必要と認めるときは、要綱第11条の規定に基づき、概算払を受けることができません。
- (6) 要綱第12条第1項の規定に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付額の変更又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

様

京都市下京区長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金について、不交付することを決定しましたので通知します。

1 事業名

2 不交付の理由

（教示）

- この処分不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、下京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び下京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

事業変更承認申請書

(あて先) 京都市下京区長	年 月 日
団体・事業者の所在地 〒	連絡先 〒
団体・事業者の名称及び代表者名	担当者名
	電話 FAX
	メールアドレス

年 月 日付け京都市指令 第 号により、補助金交付決定を受けた事業計画を、次のとおり変更したいので申請します。	
事業名	
変更内容	
変更理由	

※ 上記の変更が、収支予算の変更を伴う場合は、事業収支予算書を添えて提出してください。

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市下京区長

事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業変更承認申請書に基づき、変更を承認しましたので通知します。

1 事業名

2 補助金交付予定額

下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金
実績報告書

(あて先) 京都市下京区長	年 月 日
団体・事業者の所在地 〒	連絡先 〒
団体・事業者の名称及び代表者名 ⑩	担当者名 電話 FAX メールアドレス

下京区民まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金交付要綱第9条の規定により、事業が完了したことを報告します。

事業名		
実施時期	年 月 日 ~	年 月 日
事業実績 (必要に応じて別紙を添付してください。)	具体的な活動内容 (事業の趣旨, 実施日時, 場所, 事業内容, 参加者の状況等)	
	活動の成果	
精算額 (※)	円	うち 対象経費 円

※ 収支決算書（第10号様式）の補助金交付申請額と同額

収支決算書

1 収入

項 目		金 額 (円)	内 訳
区補助金	対象経費に対する補助金 (A)		
その他の資金	補 府 (名称:)		
	助 国 (名称:)		
	金 その他 (名称:)		
	事業収入		
	自己負担		
	小 計 (B)		
	合計 (A) + (B)		

2 支出

項 目		金 額 (円)	内 訳
対象経費			
	小 計 (A)		
対象外経費			
	小 計 (B)		
	合計 (A) + (B)		

様

京都市下京区長

補助金交付額決定通知書

年 月 日付け京都市指令 第 号により交付決定した、下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金について、交付額を決定しましたので通知します。

1 事業名

2 補助金交付額

3 交付の条件

下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金交付要綱第12条第1項の規定に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付額の変更又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

概算払請求書

(あて先) 京都市下京区長	年 月 日
団体・事業者の所在地 〒	連絡先 〒
団体・事業者の名称及び代表者名 ⑩	担当者名 電話 FAX メールアドレス

下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の概算払を請求します。

交付決定日	年 月 日
補助金交付予定額	円
概算払請求額 (補助金交付予定額の3/4以内)	円
概算払が必要な理由	

振込口座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号										
			<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他											
	口座名義 (フリガナ)													
	口座名義 (漢字等)													

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

様

京都市下京区長

補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付けで通知した下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金の交付決定について、取り消すことを決定しましたので通知します。

- 1 事業名
- 2 補助金交付予定額
- 3 取消しの理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。また、この処分をした行政庁は、下京区長ですが、訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する者は、京都市長及び下京区長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。